

## 釧路市中小企業等省エネ推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、省エネ対応設備や再エネ設備の導入及び建物の省エネ改修により、物価高騰対策として化石燃料の消費の抑制や労働生産性の向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、予算の範囲内において補助する釧路市中小企業等省エネ推進補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この事業は、釧路市内の中小企業・小規模事業者が行う、省エネ対応設備や再エネ設備を導入及び建物の省エネ改修により、物価高騰対策として化石燃料の消費の抑制や労働生産性の向上に取り組む事業に対し、その導入又は改修経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者の事業継続・拡大を図ることを目的とする。

### (補助申請区分)

第3条 補助の対象となる申請区分は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省エネ診断枠
- (2) 計画認定枠

### (補助対象事業者)

第4条 補助の対象となる事業者は、中小企業等経営強化法第2条の中小企業者とし、前条の申請区分においては次のとおりとする。ただし、令和5年度までに釧路市省エネ等設備導入補助金を受領した者のうち、設備導入に係る補助金を受領した者は対象とはならない。

- (1) 計画認定枠の補助対象事業者は、令和6年12月27日までに、釧路市より、補助対象設備について中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の認定を受けた事業者とする。
- (2) 省エネ診断枠の補助対象事業者は、令和元年度以降に一般財団法人省エネルギーセンターによる「無料省エネ診断」又は別表1に掲げる省エネ診断を受診した事業者とする。

2 前項に掲げる事業者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (2) 市税の滞納がないこと。

### (補助対象設備及び省エネ改修)

第5条 補助金の対象設備及び省エネ改修は、次の各項各号のとおりとし、原則、令和7年2月28日までに導入又は改修を完了したものを対象とする。

2 計画認定枠の補助対象設備は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 別表2に掲げる設備であること。
- (2) 別表3に掲げる設備であること。

3 省エネ診断枠の補助対象設備及び建物の省エネ改修は、令和元年度以降に受診した一般財団法人省エネルギーセンターによる「無料省エネ診断」又は別表1に掲げる省エネ診

断により提案されたものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次の各項に掲げる費用とする。なお、省エネ診断枠に限り、次の各号に掲げる費用と合わせて、令和6年3月1日以降に申込みを行った別表1に掲げる省エネ診断費用も補助対象経費にできるものとする。

- (1) 設備の購入、借用に要する費用。なお、借用に要する費用は第10条の申請を行った日が属する月から第16条の報告を行った日が属する月までに要した費用を対象とする。
- (2) 建物の省エネ改修に要する費用
- (3) 前各号と一体で行う、修繕、据付け又は運搬等に要する費用
- (4) その他、設備の導入及び建物の省エネ改修に関して必要と認められる費用

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に、別表4に掲げる補助率を乗じて得た額であって、同表に定める額を上限とする。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 補助対象事業者が課税事業者のうち一般事業者である場合には、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象としないものとする。
- 3 第5条に掲げる設備の導入及び建物の省エネ改修にあたっては、国や道などの他の補助金を充当してはならない。

(補助金申請期間)

第8条 補助金の申請期間は、原則、令和6年3月15日から令和7年2月28日までとする。

(予備申請)

第9条 補助金の申請をする見込みの者は、補助金予備申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付して予備申請するものとする。

- (1) 設備導入又は建物省エネ改修の見積書の写し
  - (2) 省エネ診断の見積書の写し(省エネ診断枠で予備申請かつ省エネ診断費用を補助対象経費に計上する場合に限る。)
  - (3) 省エネ診断結果がわかる資料(省エネ診断枠で予備申請する場合に限る。)
  - (4) 先端設備等導入計画の認定書の写し(計画認定枠で予備申請する場合に限る。)
- 2 オンラインで予備申請する場合は、前項で規定する補助金予備申請書の提出をオンライン上の入力をもって代えることができる。なお、オンライン予備申請の場合は、前項各号に掲げる書類はオンライン上で提出するものとする。

(申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金申請書(様式第2号)に次に掲げる関係書類を添付して申請するものとする。

- (1) 設備導入又は建物省エネ改修の見積書の写し
- (2) 省エネ診断の見積書の写し(省エネ診断枠で申請かつ省エネ診断費用も補助対象経費に計上する場合に限る。)
- (3) 補助金の交付を受けようとする者が法人の場合は、釧路市税の完納証明書。ただし、釧路市に法人設置届を提出した直後である場合は、法人設立・異動等の届出書の写し。

(4) 補助金の交付を受けようとする者が個人事業主の場合は、市町村民税の完納証明書の写し。

(5) その他市長が必要と認める書類

2 オンラインで申請する場合は、前項で規定する補助金申請書の提出をオンライン上の入力をもって代えることができる。なお、オンライン申請の場合は、前項各号に掲げる書類はオンライン上で提出するものとする。

(審査及び決定)

第 11 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にあたり、申請者に対し、申請内容の確認に要する報告を求め、又は現地を調査することができる。

3 補助金の交付申請後、令和 5 年度又は令和 6 年度の消費税及び地方消費税の確定申告において、補助事業者が免税事業者または簡易課税制度適用者から一般事業者となった場合は、速やかに市長に報告するとともに、補助対象経費に含む消費税及び地方消費税に補助率を乗じて得た額を返還しなければならない。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(申請内容の変更等)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に申請内容に変更、中止及び取下げが生じたときは、直ちに補助金交付(変更・中止・取下げ)承認申請書(様式第 4 号)を市長へ提出しなければならない。ただし、事業の遂行に支障がないと認められる変更(交付決定額の減少額が 20 パーセント未満の変更の場合に限る。)に限り、市長の承認を不要とする。

2 市長は、前項の規定による承認申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金交付(変更・中止・取下げ)承認書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第 13 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のもの(以下「処分制限財産」という。)について取得財産管理台帳(様式第 6 号)を作成し、保管状況を明らかにしなければならない。

3 補助事業者は、処分制限財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める耐用年数を経過するまでの期間において、本補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、補助金取得財産の処分承認申請書(様式第 7 号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(帳簿及び書類の備付け等)

第 14 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間及び前項に定める期間において、市長が必要と認めるときは、書類の全部又は一部の写しを提出し、事業実施の効果について報告するとともに、現地調査に応じなければならない。

(補助の交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、第 11 条第 1 項の交付決定全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業に関して、不正に他の補助金等を重複して受領したとき。
- (3) その他補助することが不相当と認められる事実があったとき。

2 補助事業者は、前項による補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

(補助金事業完了報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了し、支払いを終えたときは、原則事業完了後 30 日以内又は令和 7 年 2 月 28 日までのいずれか早い日までに補助金事業完了報告書(様式第 8 号)に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 領収書等支出したことを証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 オンラインで事業完了報告する場合は、前項で規定する補助金事業完了報告書の提出をオンライン上の入力をもって代えることができる。なお、オンラインでの事業完了報告の場合は前項各号に掲げる書類はオンライン上で提出するものとする。

3 市長は、第 1 項及び第 2 項の実績報告を受けたときは、その内容を確認しなければならない。

(補助金額の確定)

第 17 条 市長は、前条の規定による事業完了報告書の提出があった場合で、報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し補助金額確定通知書(様式第 9 号)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、第 1 項の確定通知書を受領後、速やかに別に指定する請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 15 日から施行する。

別表1（第4・5条関係）

|                               | 種類                  | 実施主体             |
|-------------------------------|---------------------|------------------|
| 令和6年3月31日<br>までに受診した<br>省エネ診断 | 省エネ最適化診断            | 一般財団法人省エネルギーセンター |
|                               | 省エネ診断拡充事業           | 一般社団法人環境共創イニシアチブ |
|                               | 省エネお助け隊による<br>省エネ診断 |                  |
| 令和6年4月1日<br>以降に受診した<br>省エネ診断  | 別途、定めるものとする。        |                  |

別表2（第5条関係）

| 減価償却資産の種類 | 最低取得価額 | 販売開始時期 |
|-----------|--------|--------|
| 機械装置      | 160万円  | 10年以内  |
| 器具備品      | 30万円   | 6年以内   |
| 建物附属設備    | 60万円   | 14年以内  |

別表3（第5条関係）

| 対象設備               |                                         |
|--------------------|-----------------------------------------|
| 空調設備               | 空気清浄関連設備                                |
|                    | 送風機                                     |
|                    | 温風暖房機（冷房組込形を含む）、遠赤外線放射式暖房機、乾燥機          |
|                    | 冷暖房設備                                   |
| 給湯器                | 給湯設備                                    |
| ボイラー               | ボイラー                                    |
|                    | 温水ボイラー、温水発生機、貫流ボイラー                     |
| 冷凍冷蔵設備             | 冷凍、製氷又は冷蔵業用設備                           |
|                    | 農業用低温貯蔵庫                                |
|                    | 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー、業務用厨房機器                   |
|                    | 電気冷蔵庫、冷蔵ショーケース                          |
| 調光制御設備             | 照明設備                                    |
| 太陽光発電設備<br>（自家消費用） | 太陽電池モジュール                               |
|                    | 太陽熱利用システム                               |
| 蓄電池                | 鉛蓄電池、ニッケルカドミウム電池、ニッケル水素電池、<br>リチウムイオン電池 |
|                    | N A S 電池                                |
|                    | レドックスフロー電池                              |
| コージェネレー<br>ションシステム | コージェネ（燃料電池含む）                           |
|                    | 燃料電池                                    |
|                    | 内燃力又はガスタービン発電設備                         |

別表4（第7条関係）

| 補助率  | 補助金額    |
|------|---------|
| 2分の1 | 上限300万円 |